

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

通報相談処理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技を行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でボブスレー・リュージュ・スケルトン競技に親しむ機会を確保し、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技の場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報窓口)

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、外部弁護士事務所に委託して通報相談窓口を設置し、ボブスレー・リュージュ・スケルトン競技に関連する事例に応じる。

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電子メールとする。

- 2 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
- 3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
- 4 通報相談窓口を利用するものは、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足る相当な根拠を示して行うよう努める。
- 5 通報相談窓口で対応する案件は実名通報のみとする。但し、通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足る相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。
- 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

(通報者)

第4条 通報相談窓口の利用者は、連盟加盟団体である道府県連盟に登録する選手、スタッフ、連盟ならびに連盟加盟団体の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者とする。

(通報対象事案)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、連盟(連盟役職員並びに連盟の事業に従事するその他の者を含む。)及び連盟加盟団体についての法令違反またはそれに準じる反社会的行為とし、申出時から2年以内の案件とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、選考に関する不満等不平不満に関するものは除く。

- 2 前項による反社会的行為には、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を含み、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。
- 3 連盟加盟団体に通報窓口等が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び、検討の結果、連盟として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨利用者に通知する。
- 4 前項により、連盟加盟団体に対応を求めた場合は、連盟は当該連盟加盟団体に対して、その結果報告を求める。
- 5 通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
- 6 通報相談窓口に寄せられた全ての通報対象事項は、会長、副会長、競技委員長、事務局長、強化部長、コンプライアンス委員会委員のみが把握する。

(事実調査)

第6条 通報相談窓口で受付けた案件の事実調査は連盟職員が行う。

- 2 連盟職員は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報等に関する事実を秘密として保持しなければならない。

第7条 通報相談窓口は事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

(協力義務)

第8条 連盟加盟団体は、通報等された事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、通報相談窓口に協力する。

(連盟の対応)

第9条 通報相談窓口は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、連盟コンプライアンス委員会に報告する。連盟は、調査の結果不当行為が明らかになった場合、必要に応じて、理事会等での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。

2 連盟は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。

3 連盟は、事案の性質もしくは重要性にかんがみ必要と認められる場合には、連盟が加盟する公益法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会に報告する。

(通報者の保護)

第10条 連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2 連盟は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは連盟加盟団体にこれを取らせるものとする。

3 連盟は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、連盟所定の規則に従って相当な処分を科す。

(守秘義務)

第11条 連盟及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

2 連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、連盟所定の規則に従って相当な処分を科す。

(再発防止)

第12条 連盟は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、2021年(令和3年)6月1日から施行する。